

中山間地A自治体における部落問題に関する 意識の現状とその規定要因の分析

伊藤 泰郎

(平成27年10月5日受理)

Marriage Discrimination Factor Analysis and the Current State of the Burakumin: A Survey from a Municipality on Depopulated Mountainous Area

Tairou ITOU

(Received October 5, 2015)

This paper explores 2013 data generated from a survey on human rights awareness within a municipality on depopulated mountainous area. The author analyzes factors related to marriage discrimination and the current state of discrimination against the Burakumin. A proposal concerning human rights education and enlightenment is also offered. Comparison with the survey's 2010 findings in Osaka Prefecture finds that (a) awareness of the Buraku issue is lower among 2013 respondents, especially the Under-30 and Over-60 groups; and (b) more 2013 respondents consider that Buraku will one day attain liberation. The study considers, however, that these results do not necessarily imply that the municipality residents are, practically speaking, any less discriminatory than their Osaka counterparts. The author uses multiple regression analysis for analyzing marriage discrimination against the Burakumin. The results of the survey indicate that respondents who (1) believe that the person discriminated against has cause for himself/herself; (2) holds strict perceptions concerning the current state of marriage discrimination; (3) has heard it said that the Buraku are fearful, and (4) does not have any close associations eager in the cause of protecting human rights, does tend to take into account whether a marriage partner is a Burakumin or not before either the respondent or his/her family member becomes married.

Keyword : Braku, Burakumin, discrimination, human rights, marriage

本論では、中山間地に位置するA自治体において2013年に実施された人権意識調査のデータを用いて、部落問題に関する意識の現状を明らかにするとともに、結婚差別に関する意識の規定要因を分析することにより教育や啓発の課題を明らかにする。大阪府2010年調査との比較からは、A自治体の住民の部落問題に関する認知度は低く、特に高齢層と若年層において顕著であることが示された。また、A自治体では部落問題がもはや存在しないと考える者や部落問題をなくせると考える者の比率が高いが、そのことは必ずしもA自治体において差別が少ないことを意味しないと思われる。結婚差別に関する意識の規定要因の分析は重回帰分析により行った。自分や家族が結婚する際に相手が被差別部落出身であることを問題にする者は、被差別者に差別の原因を求める意識が強く、結婚差別に関して厳しい現状認識を持っており、「同和地区はこわい」と聞いた経験を持つことに加え、身近に差別問題の解消や人権擁護に熱心な人がいない傾向があることなどが明らかになった。

キーワード：被差別部落、部落民、差別意識、人権、結婚差別

1. はじめに

本論では、中山間地A自治体の住民意識調査のデータをもとに、部落問題に関する意識の現状とその規定要因を明らかにする。

A自治体は、調査時点の2013年の人口が8000人ほどの小規模自治体であり、2005年に旧x自治体と旧y自治体の合併により発足した。産業別の人口構成は、2010年の国勢調査によれば第一次産業が17.6%、第二次産業が19.6%、第三次産業が62.3%であるが、県のUIターン情報サイトで主な産業として紹介されているのは観光と農業である。人口の流出により、1970年と比較するとA自治体の人口はほぼ半減しており、2010年の高齢化率は44.2%と高い値を示している。

2015年3月に制定されたA自治体の「人権・同和行政基本指針」によれば、A自治体の人権・同和問題への取り組みは、1969年に制定された「同和对策事業特別措置法」による同和对策事業から始まった。しかし、事業の実施にあたって「答申の理念が徹底されておらず、また、同和問題の啓発が不十分であったため」「同和行政において多くの課題を残す結果となりました」と同指針では述べられており、旧x自治体では、そのことを踏まえて1978年に「同和对策推進協議会」が立ち上げられ、これまで住民への啓発活動が積み重ねられてきた。旧y自治体と比較して、旧x自治体の方が啓発活動には積極的であった。また、2001年には旧x自治体は「同和行政基本指針」、2003年には旧y自治体は「人権・同和问题基本計画」を策定し、合併後の2006年度には新たにA自治体による「人権・同和对策推進協議会」が立ち上げられた。なお、今回の調査は、2015年3月の基本指針を策定のための基礎資料を得るために実施されたものである。

調査は2014年1月に実施された。対象者はA自治体に居住する満20歳以上の者であり、住民基本台帳からサンプリングが行われた。年齢層を10歳ごとに区切り、それぞれ層別に20%の対象者を等間隔で抽出している。対象者数は1398名であり、調査方法は郵送法である。有効回収数は769票、有効回収率は55.0%であった。

以下では、まず A 自治体の回答と大阪府が2010年に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の回答を比較し、A 自治体の住民の部落問題に関する意識がどのような現状にあるのかを位置づける。あわせて、旧 y 自治体と旧 x 自治体の住民の意識の比較も行う。その上で、結婚差別に関する設問に対する回答を従属変数として用い、その規定要因を探るとともに、教育や啓発の課題を明らかにすることにしたい。

2. 大阪府2010年調査との比較

2-1. 対象者の属性

今回行った調査では、他の自治体の現状と比較することを念頭に置き、調査の質問文や選択肢を揃えた設問がある。主な比較の対象として選んだのは大阪府である。大阪府は5年ごとに府民を対象に人権意識調査を行っており、本論では大阪府が2010年に実施した「人権問題に関する府民意識調査」(以下、大阪府2010年調査)と比較を行うことにした。A 自治体住民の部落問題に関する認識・態度・意識は、A 自治体と比べて多くの同和地区が存在し、人権問題について様々な取り組みを進めてきた大都市・大阪府とは、どのような違いがあるのだろうか。

比較に際して、2つの調査の対象者や属性を表1から確認しておきたい。留意しておくべきは、今回の調査の方が大阪府2010年調査と比べて回答者の年齢がかなり高いことである。表では60歳以上の回答者の構成比を示したが、その差は23.0%であった。

回答者の年齢構成が大きく異なるにも関わらず有業者の比率はあまり変わらないが、これは今回の調査の回答者に農林漁業従事者が16.9%と比較的多く含まれているためである。なお、大阪府2010年調査が府内に居住する外国人も調査対象としていたことも述べておきたい(対象者の構成比の2.6%を占めていた)。

表 1 今回の調査と大阪府2010年調査の概要

	今回調査	大阪府調査
実施年	2013年	2010年
対象者数	1398人	2000人
有効回収数	769人	903人
有効回収率	55.0%	45.2%
男性比率	42.0%	43.6%
60歳以上の比率	65.3%	42.3%
有業者比率	55.2%	57.6%

2-2. 部落問題の認知

図1は、日本の社会において同和問題や部落問題と呼ばれる問題があることを知っている者の比率である。質問の方法はやや異なるが、A 自治体では88.3%、大阪府では96.4%が問題の存在を認知している。A 自治体の比率が90%近いとは言え、大阪府と比較するとその値は低い。男女別では、A 自治体も大阪府も男性の方が認知している者の比率が高い点は共通している。

年代別では、いずれの年代でも A 自治体の方が認知している者の比率が低い。興味深いのは年代によって比率の差の程度に違いがあることである。中年層については、40歳代は0.2%低く、50歳代は3.3%低い程度でその差はほとんどない。差が大きいのは高齢層と若年層である。高齢層は年代が上がるほ

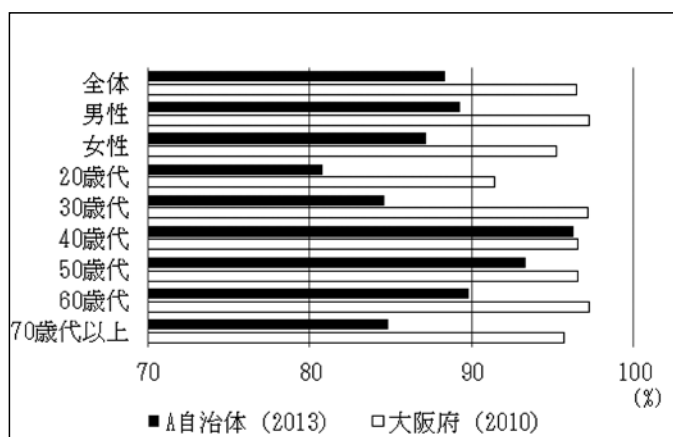


図1 部落問題の認知
— 大阪府2010年調査との比較 —

ど差が大きく、70歳代以上で見ると大阪府よりも10.9%低い。また、若年層については、30歳代が12.5%、20歳代が10.6%であり、高齢層と同様にその差は大きかった。

A自治体住民の部落問題の認知度の傾向は、二点にまとめることができる。第一に、大阪府の場合、30歳代以上は年代別の認知度があまり変わらないのに対して、A自治体は年代が上がるほど認知度が下がる。第二に、20歳代は大阪府においても認知度が下がるが、A自治体は大阪府よりも少し上の年代から大阪府以上に認知度が低下することである。

上で見た年代別の傾向に関して、A自治体内ではどうか。図2は、回答者を旧x自治体と旧y自治体の住民に分け、部落問題の認知度を年代別に示したものである。回答者全体では、旧x自治体が91.0%、旧y自治体が85.0%であり、旧x自治体の方が認知度は高い。

A自治体の場合、若い層については回答者が少なかったためいくらか留保が必要であるが（例えば、20歳代でこの設問に回答した者は旧x自治体で8人、旧y自治体で17人しかいなかった）、こうした年代別の認知度が山型を描く傾向は、特に旧y自治体において見られることが分かる。

2-3. 部落問題を最初に知った経路

それでは、部落問題を最初に知った経路は、大阪府と比較して違いはあるのだろうか。今回の調査では、同和問題や部落問題と呼ばれる問題があることを「知っている」と回答した者に対して質問した。最も多かった回答は「学校の授業」の30.1%であり、次いで「家族」の23.3%、「近所の人」の12.3%、「学校の友だち」の8.3%、「講演会や研修会」の6.8%などであった。大阪府2010年調査は、質問や集計の方法がやや異なっているが¹⁾、「父母や家族から聞いた」が32.8%で最も高く、「学校の授業で教わった」が32.5%、「近くに同和地区があった」が12.2%、「テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った」が11.4%、「学校の友達から聞いた」

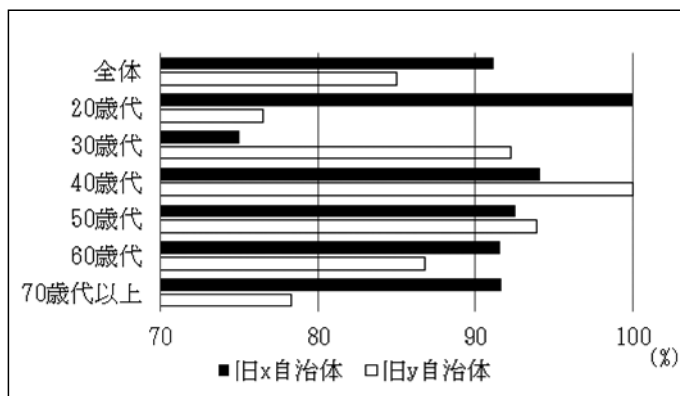


図2 部落問題の認知
— 旧x自治体と旧y自治体の比較 —

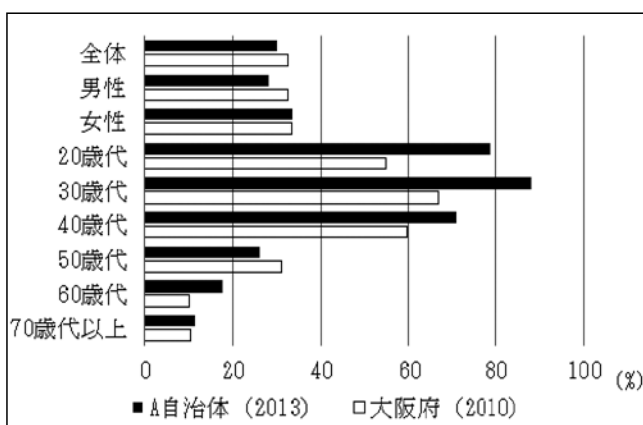


図3 同和問題を初めて知った経路（学校の経路）
— 大阪府2010年調査との比較 —

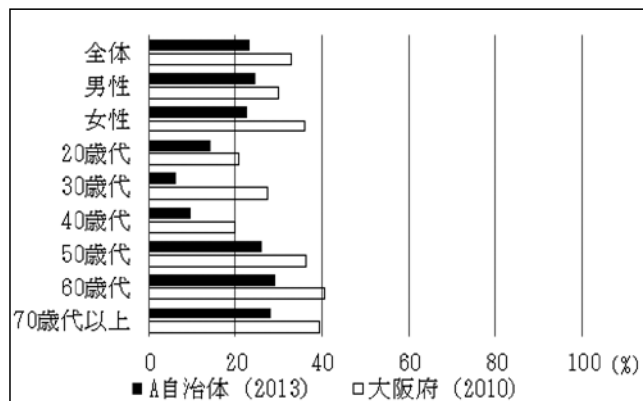


図4 同和問題を初めて知った経路（家族）
— 大阪府2010年調査との比較 —

が8.5%などである。

A自治体と大阪府のいずれも「学校の授業」と「家族」が高いが、A自治体は前者を回答した者の比率が高く、大阪府は両者がほぼ同じ値である。それぞれの選択肢を選んだ者の比率について、男女別・年代別にまとめたのが図3と図4である。

まず、両自治体の回答を男女別に見てみたい。「学校の授業」を回答した者の比率は、A自治体では男性が28.0%、女性が33.5%、大阪府では男性が32.4%、女性が33.2%であった。大阪府は男女別の差があまりないのに対して、A自治体は女性の方が5.5%高い。また、「家族」を回答した者の比率は、A自治体では男性が24.6%、女性が22.6%、大阪府では男性が29.8%、女性が36.0%であった。「学校の授業」とは逆に、A自治体では回答の差があまりないのに対して、大阪府は女性の方が6.2%高いという結果になっている。前述したように、男性の方が部落問題の存在を認知している者の比率が高かった点は両自治体で共通しているが、認知している者が最初に部落問題を認知した経路は、性別によって違いが存在した。

年代別では、「学校の授業」が30歳代をピークとして若い層で比率が顕著に高いことや、「家族」が高齢層において高いことは両自治体において共通している。一方で、ほぼすべての年代において「学校の授業」はA自治体の方が比率は高く、「家族」は大阪府の方が高い。A自治体と大阪府の差が特に大きいのは若い層であり、「学校の授業」と「家族」のいずれについてもそのことは言える。「学校の授業」は、A自治体の方が20歳代は23.9%、30歳代は21.2%高い。「家族」については、20歳代の差はあまり大きくないが、30歳代だけA自治体の方が21.4%低かった。

2-4. 就職差別と結婚差別に関する現状の認識と将来の展望

今回の調査では、就職と結婚という2つの局面において、同和地区の人々に対する差別がどのような状況にあるのかを質問した。この設問についても、同和問題や部落問題と呼ばれる問題があることを「知っている」と回答した者だけを対象にした。

就職差別については、今回の調査の回答者全体では「しばしばある」が4.5%、「たまにある」が18.6%、「そのようなことはない」が36.6%、「わからない」が40.2%という回答が得られた。図5は、今回の調査の回答を大阪府2010年調査と比較したものである。選択肢の細かい表現は異なるが、「しばしば」「たまに」「ない」

の3段階に「わからない」を加えた4つの選択肢を用いている点は同様である²⁾。それぞれの選択肢の値は、今回の調査の値から大阪府2010年調査の値を引いたものである。つまり、図の中で+の値を示す場合はA自治体の方が高く、-の値を示す場合は大阪府の方が高いと言える。

回答者全体で最も回答の差があった選択肢は、「そのようなことはない」の+24.4%であり、

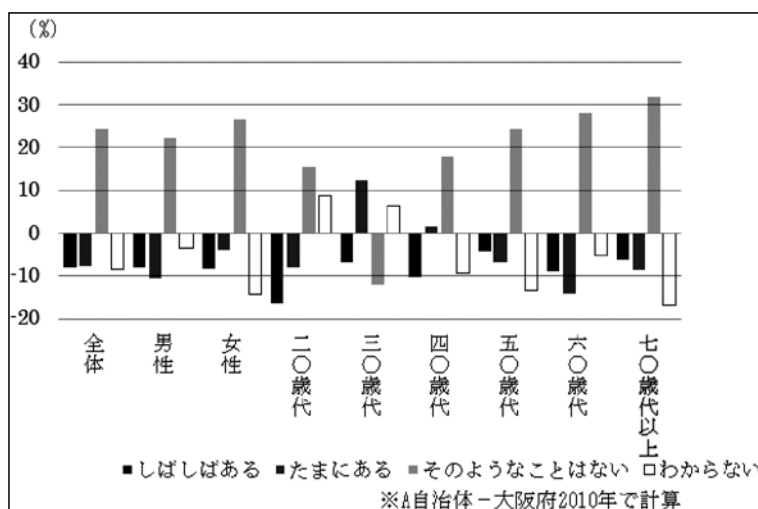


図5 就職差別に関する現状の認識
— 大阪府2010年調査との比較 —

大阪府と比較してかなり高いことが分かる。他の選択肢を回答した者の比率は、いずれも大阪府よりも低く、「しばしばある」が-8.1%、「たまにある」が-7.8%、「わからない」が-8.6%であった。

男女別では、男性よりも女性の方が回答の差がやや大きい。「そのようなことはない」と回答した者の比率の差は、女性は+26.5%、男性は+22.3%であった。年齢別では、30歳代の

回答が他の年代と比較して異なった回答を示しているが、他の年代については、年齢が高くなるほど「そのようなことはない」と回答した者の比率の差が大きくなる傾向にある。70歳代以上ではその差は31.8%にもなった。また、「わからない」については、40歳代以上は大阪府の方が回答した者の比率が高いが、30歳代以下はA自治体の方が比率は高い。

結婚差別については、今回の調査の回答者全体では「しばしばある」が7.1%、「たまにある」が34.7%、「そのようなことはない」が20.9%、「わからない」が37.3%という回答が得られた。図6は、大阪府2010年調査との比較であり、値の計算方法は就職差別と同じである。

就職差別と同様に、「そのようなことはない」と回答した者の比率は大阪府よりも高く、回答者全体では+16.4%の差があった。しかし、その差は就職差別よりも小さい。「わからない」についても差は小さく、-0.9%とほとんど差がないと言ってよい。一方で、就職差別と比較して差が大きかったのは「しばしばある」の-17.6%であり、就職差別よりも9.5%大きかった。

大阪府2010年調査との比較からどのようなことが言えるであろうか。

まず、就職差別と結婚差別のいずれについても、A自治体の方が「そのようなことはない」という回答が多いことに注目すべきであろう。しかも、その差は年齢が高くなるほど大きくなる傾向がある。また、A自治体の場合、大阪府と比べて「しばしばある」という回答が少ないのは、就職差別よりも結婚差別の方であるということも注目すべき点である。現状において、結婚差別の方が根強く残っていることを考えると、このことはA自治体の方が部落差別の現状をあまり認識できていないことを示している可能性もある。

図7は、差別を解消することができるかという将来の展望についての回答を比較したも

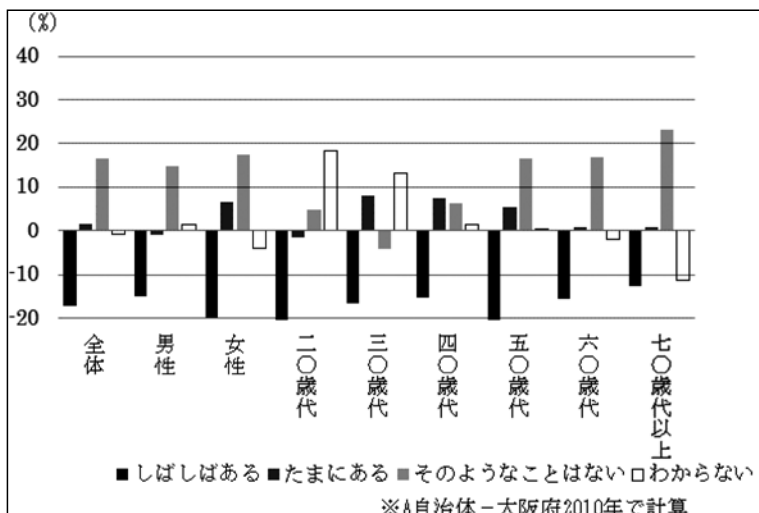


図6 結婚差別に関する現状の認識
— 大阪府2010年調査との比較 —

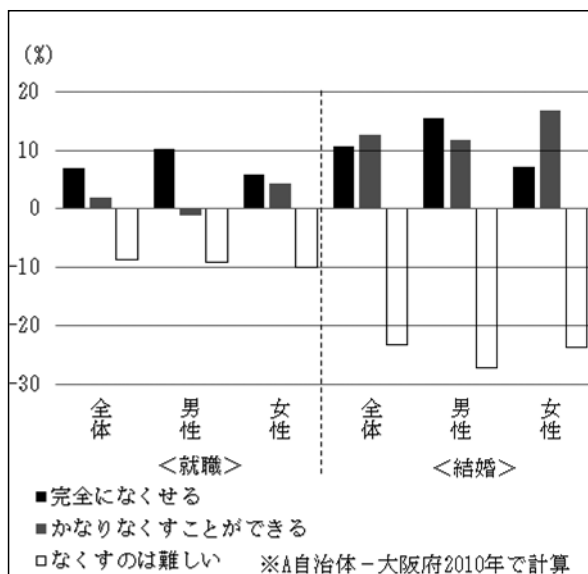


図7 差別の解消に関する将来の展望
— 大阪府2010年調査との比較 —

のである。就職差別と結婚差別のそれぞれについて示した。なお、この設問は就職差別と結婚差別について「しばしばある」と「たまにある」を回答した者を対象としている³⁾。値の計算方法は、現状の認識の場合と同様である。

A自治体の方が就職差別と結婚差別のいずれについても「なくすのは難しい」と回答した者が大阪府よりも少なくなっており、その差は就職差別が-8.8%、結婚差別が-23.6%であった。「なくすのは難しい」という回答が少ないという点からは、A自治体の方が差別をなくそうする意識を持つ者の比率が高いとも言える。しかし、差別の現状認識に関する設問の回答結果と同様に、結婚差別の方が値の差が大きかったことから、A自治体の方が差別の現状をあまり認識できていないことがこの設問でも示されたと言えるかもしれない。

2-5. 「同和地区の人はこわい」と聞いた経験

大阪府2010年調査では、「同和地区の人はこわい」もしくは「同和対策は不公平だ」という話を聞いたことがあるかどうかを尋ねている。今回の調査では、どちらか一つの内容に絞って質問する必要があると考え、質問文から「同和対策は不公平だ」という部分を除いた。また、大阪府2010年調査では、聞いたことがあるという回答者に対して、さらにそうした話を聞いた経路やそれを聞いてどう感じたかを尋ねているが、今回の調査では話を聞いたことがあるかどうかのみを質問した。

選択肢は3つであり、「よく聞く」が2.3%、「聞いたことがある」が52.4%、「聞いたことがない」が45.3%という結果が得られた。大阪府2010年調査の選択肢は2つであり、「ある」が70.2%、「ない」が29.8%であった。今回の調査の「よく聞く」と「聞いたことがある」を合計した数値（以下では比較のためにこの数値を「ある」として示すことにしたい）は54.7%であり、A自治体の方が「ある」という回答が少ないことが分かる。その差は15.5%であった。

図8は、回答結果を男女別・属性別にまとめたものである。男女別では、男性の方が「ある」という回答が多い点は共通している。年代別では、年齢が高い層でも大阪府と比べて10%以上の差があるが、特に若い層で差が大きく、40歳代は43.0%、20歳代は29.3%にもなった（ただし、30歳代はほとんど変わらなかった）。

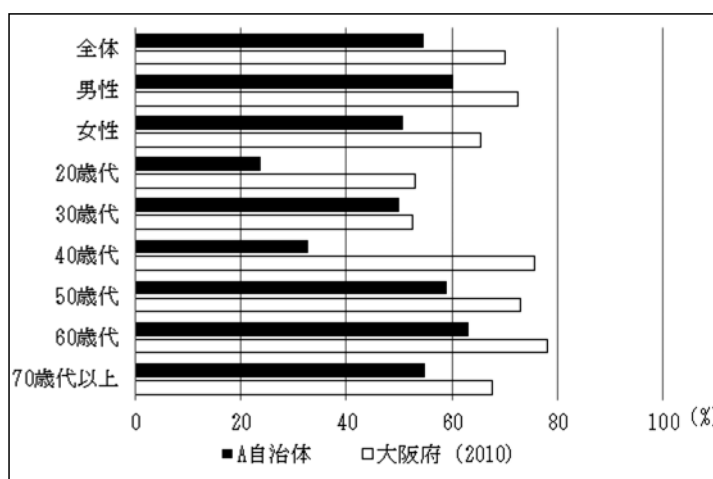


図8 「同和地区の人はこわい」と聞いた者の比率 — 大阪府2010年調査との比較 —

3. 同和地区出身者との結婚に関する意識の分析

3-1. 従属変数について

今回の調査では、部落問題の存在を認知している者を対象として、自分や家族が結婚する時に、相手が同和地区の出身者であることが分かった場合にどのようにするのかを尋ねている。この設問に対する回答に影響を与えている要因は何であろうか。以下では、部落問題を知った経路、部

落問題を知った際に強く記憶に残っていること、就職差別と結婚差別に関する現状の認識と将来の展望、差別に関する意識などに注目しつつ、分析を行っていきたい。

今回用いた設問の選択肢は5つであり、部落問題の存在を認知している者に限定して質問した。回答者全体では、「そのようなことは問題にしない」が40.8%、「迷うかもしれないが、まわりが賛成してくれれば結婚する（させる）と思う」が27.2%、「迷うかもしれないが、まわりが反対すれば結婚しない（させない）と思う」が6.4%、「もしそうならば、結婚しない（させない）と思う」が4.4%、「わからない」が21.1%であった。

この設問の特徴は、同和地区の出身者との結婚を「する—しない」「賛成する—反対する」ということではなく、結婚相手が同和地区の出身者であることを「問題にするか否か」を明らかにしようとした点にある。換言すれば、5つの選択肢それぞれの回答結果も重要であるが、最も重要なのは「そのようなことは問題にしない」を選択したか否かである⁴⁾。したがって、以下では、「そのようなことは問題にしない」を回答した者とそれ以外を回答した者に分けた2値の変数を用いて分析を行うことにする。改めて確認すると、問題にしない者は40.8%、問題にする人は59.2%である。なお、変数化にあたっては「そのようなことは問題にしない」を1、それ以外の回答を0とした。

ちなみに、大阪府2010年調査では、同和地区の出身者であるか否かということ以外に、人柄や性格、経済力、学歴、家柄、職業、国籍や民族などを挙げ、多重回答でそれらのどれを結婚の際に気にするかという方法で質問を行っている。しかし、今回の調査では、調査項目の分量の問題もあったため、こうした質問方法を採用することにしたこともあわせて述べておきたい。

表2 属性変数間の相関係数

3-2. 属性変数を与える影響

本論で取り上げる属性変数は、性別、年齢、15歳時の居住地、教育年数の4つである。性別は男性を0、女性を1とし、15歳時の居住地は

	性別	年齢	15歳時居住地	教育年数	結婚意識
性別	1.000				
年齢	.042	1.000			
15歳時居住地	.271**	.005	1.000		
教育年数	-.074*	-.495**	.043	1.000	
結婚意識	-.116**	-.129**	-.163**	.154**	1.000

* p<.05 ** p<.01

A自治体を0、A自治体以外を1とした。年齢は今回の調査では5歳刻みで質問しており、各選択肢に中央値を与え、80歳以上については80を与えた。教育年数については、中学校には9、高校には12、短大・高専には14、大学には16、大学院には18を与えている。従属変数を含めた5つの相関係数を表2に示した。いずれも1%水準で有意であり、男性の方が女性より、年齢が若いほど、15歳時の居住地がA自治体以外の方が、また教育年数は長いほど、結婚にあたって同和地区であることを問題にしないという結果になった。

3-3. 部落問題を知った経路を与える影響

部落問題について知った経路が及ぼす影響については、多重回答で質問している。回答が多かった経路は、「家族」40.9%、「学校の授業」36.6%、「講演会や研修会」27.7%、「近所の人」26.2%、「新聞や雑誌」26.5%などであった。表3は、それぞれの経路と従属変数との相関係数である。

有意であった経路は、相関係数の絶対値が高い順に挙げると、「書籍」「学校の授業」「職場の人」

である。いずれも正の相関関係にある。ただし、有意であるものが少なく、有意だった場合も相関係数の値があまり高くはないため、部落問題を知る経路はあまり影響を及ぼしていないと言える。今回の調査では、最初に知った経路についても質問しているが、それについても別途分析したところ、影響は見られなかった。

「学校の授業」の中には教科教育なども含まれるが、相関係数が有意であることは、同和教育が一定の効果を上げていることを示していると考えてよいのではないか。その一方で、「講演会や研修会」は影響を及ぼしていなかった。部落問題について講演会や研修会で初めて知ったという者が6.8%と少なかったことが原因かもしれない。

職場の人という経路が弱いながらも影響を与えており、それがマイナスではなくプラスの影響を与えていたことは、重要な点かもしれない。年代別にみた場合、職場の人を経路として挙げる者は若い層になるほど急激に減少するが、職場で部落問題について話ができる環境づくりをしていくことが今後必要であると言えるのではないか。

表3 部落問題を知った経路との相関係数

家族	-.049
親せき	.060
近所の人	-.019
学校の友だち	-.021
職場の人	.067+
上記以外の友人・知人	.012
学校の授業	.095*
講演会や研修会	.015
書籍	.108**
新聞や雑誌	-.002
テレビやラジオ	-.019
インターネット	-.001

+ p<.10 * p<.05 ** p<.01

3-4. 部落問題について強く記憶に残っていることが及ぼす影響

同和問題や同和地区の人々について何か知ったとして、どのようなことについての知識が従属変数に影響を及ぼしているのであろうか。今回の調査では、これまで知ったことの中で強く記憶に残ったことを多重回答で質問している。回答が多かったものは、「昔の身分制度について」59.3%、「同和地区の名前や場所について」57.3%、「差別はいけないということ」56.7%、「同和地区の人の人柄について」44.7%、「差別をなくす運動について」31.5%などとなっている。

表4は、強く記憶に残ったことと従属変数との相関係数である。また、別の設問で尋ねた「同和地区の人たちはこわい」と聞いた経験との相関係数や、身近に差別問題の解消や人権擁護に熱心に取り組んでいる人が存在することとの相関係数についても、同じ表で示した。

有意であったものを相関係数の絶対値が高い順に挙げると、「差別はいけないということ」「同和地区の人の人柄について」「差別をなくす運動について」「同和問題に関する制度や事業について」の4つである。「同和地区の人の人柄について」は負の相関関係、それ以外は正の相関関係がある。ただし、部落問題について知った経路と同様に、相関係数の値はあまり高くはない。また、「同和地区の人たちはこわい」と聞いた経験は負の相関関係があり、身近に差別問題の解消や人権擁護に熱心に取り組んでいる人が存在することは正の相関関係があった。

「差別はいけないということ」が強く記憶に残っている者の方が、結婚相手が同和地区の出身者

表4 強く記憶に残っていることとの相関係数

昔の身分制度について	-.004
同和地区の名前や場所について	.001
同和地区の人の仕事について	-.012
同和地区の住環境について	.054
同和地区の人の人柄について	-.102*
差別をなくす運動について	.073+
同和問題に関する制度や事業について	.065+
この問題には関わらない方がよいこと	-.042
差別はいけないということ	.116**
同和地区の人がかわいそうだということ	.004
「同和地区の人たちはこわい」と聞いた経験がある	-.120**
身近に差別問題の解消や人権擁護に熱心に取り組んでいる人がいる	.161**

+ p<.10 * p<.05 ** p<.01

であることを問題にしない傾向があるということは、調査するまでもなく予想できる因果関係であろう。問題は、回答者が「差別はいけないということ」が強く記憶に残るに至った背景である。そこで部落問題を知った経路との相関係数を表5から見てみたい。

まず指摘できることは、「学校の授業」との間に正の相関関係が存在することである。「差別はいけない」という意識を持つに至る経路として、「学校の授業」は一定の役割を果たしていると考えられる。また、「家族」や「親せき」「近所の人」「学校の友だち」といったインフォーマルな人間関係が有意でないことにも注目する必要がある。有意ではないということは、これらの経路がマイナスの影響をもたらしていないということも意味している。一方で、「講演会や研修会」、さらには「書籍」「新聞や雑誌」「テレビやラジオ」といったメディアの間にも正の相関関係が存在している。相関係数の値は「学校の授業」よりも大きい。しかし、これらについては逆の因果関係も考えられる。つまり、「差別はいけないということ」が強く記憶に残っている者の方が、それらの経路からさらに詳しいことを学ぼうとする流れである。むしろそうした解釈の方がこの場合は妥当だと言えるかもしれない。

「同和地区の人の人柄について」が負の相関関係を示していたということは、様々な経路から知った情報により記憶に残った「人柄」は、良くないものであったとすることができる。「同和地区の人たちはこわい」と聞いた経験が負の相関関係を有していたこととあわせて考えると、同和地区の人々に対して良くないイメージを抱くことにより、同和地区の人との結婚を避けようとするという流れは、今回の調査対象者については存在していると言える。

「差別をなくす運動について」は弱いながらも正の相関関係があった。「同和地区の人の人柄について」とは逆に、運動に対して肯定的な評価を持つことが影響を及ぼしていると言える。学校教育や啓発において、「差別はいけないということ」だけではなく、「差別をなくす運動」の意義についてもあわせて取り上げることが重要である。また、身近に差別問題の解消や人権擁護に熱心に取り組んでいる人が存在することも、既に述べたように正の相関関係を有していた。身近な人の存在は、運動に対して肯定的な評価を持つ方向で影響を与えているとともに、部落問題への理解を深める方向に意識を変えていく上で直接的に作用していると考えられる。

「同和地区の人がかわいそうだということ」が有意ではなかったことも重要な点であろう。同情や憐れみを持つことが差別をなくすことにはつながらないと言える。

3-5. 差別に関する現状の認識と将来の展望が及ぼす影響

次に取り上げるのは、差別に関する現状の認識と将来の展望である。現状の認識については、「しばしばある」と「たまにある」は1、「そのようなことはない」と「わからない」は0を与えた。また、将来の展望については、「完全になくせる」は2、「かなりなくすことができる」は1、「なくすのは難しい」は0を与えている。就職差別と結婚差別のそれぞれについて、従属変数との相関係数を表6に示した。また、この表では分析で用いたケース数もあわせて示すことにした。

表5 「差別はいけないということ」
との相関関係

	相関係数
家族	.032
親せき	.025
近所の人	.015
学校の友だち	.038
職場の人	.036
上記以外の友人・知人	-.026
学校の授業	.084*
講演会や研修会	.148**
書籍	.100*
新聞や雑誌	.105**
テレビやラジオ	.116**
インターネット	.006

+ p<.10 * p<.05 ** p<.01

現状の認識との相関係数は結婚差別だけが有意になった。結婚差別は負の相関関係があり、現在でも結婚差別があるとらえている者の方が、自分や自分の家族が結婚する際に相手が同和地区の人かどうかを問題にするという結果になった。相関係数の絶対値はあまり高くない。将来の展望との相関係数は、就職差別も結婚差別も有意になり、いずれも高い値になった。現状の認識よりも将来の展望の方がかなり強い影響を及ぼしていると言える。将来の展望に関する設問では「なくなる」ではなく「なくせる」といった言葉を用いており、差別をなくそうとする意志も含めて問う設問であったことも、考慮する必要があるかもしれない。

表6 差別の現状の認識および将来の展望との相関係数

		相関係数	N
就職差別	現状の認識	-.037	624
	将来の展望	.320**	135
結婚差別	現状の認識	-.097*	611
	将来の展望	.367**	239

+ p<.10 * p<.05 ** p<.01 Nはケース数

3-6. 差別に関する意識が及ぼす影響

今回の調査では、差別に関する11の意見を挙げ、それに関してどう思うかを「わからない」も含めた5つの選択肢で質問した。分析に際しては、それぞれの選択肢に4~0の得点を割りあてた。差別を否定的にとらえているほど、また差別を社会的に解決しようと考えているほど、得点が高くなるように設定しており、いずれの意見についても「わからない」は2とした。

表7 差別に関する意識との相関係数

A. 差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ	.097
B. 差別は世の中に必要なこともある	-.109*
C. あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	.023
D. 差別されている人は、まず自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	-.181**
E. 差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなることが多い	-.119**
F. 差別は法律で禁止する必要がある	.023
G. どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ	-.154**
H. 差別される人の話をきちんと聴く必要がある	.094*
I. 差別だという訴えを、いちいち取り上げてはききがない	-.200**
J. 差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	.066
K. 差別の原因には、差別される側に問題があることも多い	-.172**

+ p<.10 * p<.05 ** p<.01

表7に従属変数との相関係数を示した。表中のそれぞれの意見は調査票のワーディング通りである。有意であったものを相関係数の絶対値が高い順に挙げると、「I. 訴えを取り上げるとききがない」「D. 被差別者の努力が必要」「K.

被差別者にも問題あり」「G. 差別を完全にはなくせない」「E. 抗議や反対で解決が困難に」「B. 差別が必要なこともある」「H. 被差別者の声を聞く必要がある」の7つである。Hだけは正の相関関係があるが、それ以外は全て負の相関関係であった。これまで取り上げてきた「経路」や「強く記憶に残っていること」「差別の現状の認識や将来の展望」と比べて、相関係数の絶対値は高い。

以下の分析では、「D. 被差別者の努力が必要」「E. 抗議や反対で解決が困難に」「K. 被差別者にも問題あり」「I. 訴えを取り上げるとききがない」の4つの回答に注目することにした。これら4つは、被差別者自身や被差別者の行動（訴えや抗議など）に差別の原因を求めるものである。互いの相関係数が有意でありその値も高いことから、4つの得点の単純加算により「被差別者原因論尺度」という変数を作成して、その影響を探っていくことにする。なお、「被差別者原因論尺度」と従属変数との相関係数は.237であり、1%水準で有意であった。

3-7. 多変量による分析

今回は、これまで取り上げた中から特に重要であると思われる9つの要因を選んで重回帰分析を行うことにした。分析で用いる独立変数は、性別、年齢、15歳時の居住地、教育年数という4つの属性要因、同和地区について「学校の授業」で知ったか否か、人権問題に熱心な人の存在、『同和地区はこわい』と聞いた経験、結婚差別の現状の認識、そしてさきほど作成した「被差別者原因論尺度」である。結果は表8に示した。

投入した独立変数のうち、多くが有意になった。有意なものを標準偏回帰係数が高かった順に挙げると、「被差別者原因論尺度」、結婚差別の現状の認識、15歳時の居住地、『同和地区はこわい』と聞いた経験、人権問題に熱心な人の存在、性別であった。

まず注目すべきは、「被差別者原因論尺度」の標準偏回帰係数の高さである。相関係数を用いた

分析でも強い影響を及ぼしていることが分かったが、他の要因による影響を取り除いても、やはり強い影響を有していた。このことから、啓発においては「被差別者原因論」をなくすことに特に重点を置くことが効果的であると言える。そこで、「被差別者原因論尺度」に影響を及ぼしている要因についても、重回帰分析で探ることにした。結果は表9で示した。

この分析からは、教育年数と「人権問題に熱心な人が身近に存在している」ことが強い影響を及ぼしていることが分かる。教育年数は同和地区の人との結婚に関する意識に直接的には影響を与えてはいなかったが、被差別者自身や被差別者の行動に差別の原因を求めない意識を育むことにより、間接的に影響をもたらしていると言える。また、「人権問題に熱心な人が身近に存在している」ことは、直接的にも間接的にも影響を与えており、そうした人を地域に増やしていくことが差別を解消していく上で重要な意義を持っていると言える。

表8に戻ることにしたい。「結婚差別の現状の認識」は、相関係数の分析ではあまり強い影響が見られなかったが、多変量による分析では「被差別者原因論尺度」に次いで強い影響を持っていた。また、『同和地区はこわい』と聞いた経験も一定の影響をもたらしていたことから、部落差別をなくしていくためには、被差別原因論のような個人の意識の問題だけではなく、人々を取り巻く状況についても目を向けていく必要があると言える。

「15歳時の居住地」は、比較的強い影響を及ぼしていた。中山間地のA自治体の特徴を明らかにする上で重要なポイントであると考えられるが、この背景を明らかにすることはなかなか難しい。ちなみに、A自治体出身者とそれ以外の出身者では、就職差別と結婚差別のいずれについても、現状の認識と将来の展望に関する設問への回答は差が見られず、性別分業や非婚者への寛容度、夫婦別姓といった親族関係に関する意識を尋ねた設問の回答についても差がない。この点を明らかにす

表8 同和地区の人との結婚に関する意識の規定要因

標準偏回帰係数	性別	-.095*
	年齢	-.011
	15歳時の居住地	-.131**
	教育年数	.052
	経路：学校の授業	.036
	人権問題に熱心な人の存在	.118**
	『同和地区はこわい』と聞いた経験	-.122**
	現状認識：結婚差別	-.142**
	被差別者原因論尺度	.183**
R ² 値		.145**
ケース数		510

+ p<.10 * p<.05 ** p<.01

表9 被差別者原因論尺度の規定範囲

標準偏回帰係数	性別	.089*
	年齢	-.079
	15歳時の居住地	-.040
	教育年数	.249**
	経路：学校の授業	.045
	人権問題に熱心な人の存在	.181**
R ² 値		.149**
ケース数		543

+ p<.10 * p<.05 ** p<.01

ることは今後の課題としたい。

最後に性別であるが、多変量解析を行っても有意であるという結果が得られた。ただし、標準偏回帰係数の値はあまり高くない。女性の方が同和地区の出身者との結婚に反対する傾向があるという結果であるが、野口（2002）も述べているように、他の地域で実施された調査でもたびたび同様の結果が得られている。今回は詳しい分析は行わないが、表9の「被差別者原因論尺度」の分析において、性別の標準偏回帰係数が有意であり、弱いながらも正の値を示したこと（男性の方が被差別者自身や被差別者の行動に差別の原因を求めない傾向にあること）だけ指摘しておきたい。

4. 小 括

最後に、分析から得られた知見をまとめるとともに、そこから導き出すことができた部落問題に関する教育や啓発の課題をまとめておきたい。

1. A自治体においては、大阪府と比べて部落問題の認知度がやや低い。認知度の差は年代によって異なっており、差が大きいのは高齢層と若い層である。部落問題を初めて知った経路として学校の授業を挙げた者の比率が高いこととあわせて考えると、A自治体の場合、部落問題の認知度を高める上で同和教育が果たしていた役割が大きかったと言える。そのことは特に旧 y 自治体において明確にあらわれている。また、若い層における認知度が大阪府よりも大きく低下していることから、同和教育が特に求められている状況であると言える。

学校の授業で部落問題を知った者が同和地区の出身者に対する差別はいけないという認識を持つことは、今回の分析から明白である。したがって、同和教育が部落問題の認知度を高めることで差別が生み出されるといった「寝た子を起こすな」という意見は支持されない。

2. A自治体においては、大阪府と比べて同和地区の人に対する差別が存在しないと考える者の割合が高く、差別をなくすことができると考える者の割合も高い。また、「同和地区の人はこわい」ということを聞いた者の割合はA自治体の方が低い。これらのことは、A自治体の方が大阪府よりも差別が少ないという状況を示しているのだろうか。そうした解釈には留保が必要である。なぜならば、実際に差別が存在していてもそれが見えていない可能性があるからである。

差別が存在しないと考えている者の割合は、年代が上がるほど大阪府との差が大きくなる傾向が見られる。実際に差別が存在しないのであれば、若い世代ほどこの割合は高くなるはずである。A自治体の場合、差別がある現状について漠然とした認識しか持っていないことはいだろうか。

3. 部落問題について知った時にどのようなことが強く記憶に残ったかということは、啓発の内容を考える上で重要なヒントとなる。差別はいけないということを伝えることは確かに効果がある。そこからさらに一歩進めるためには、差別をなくす運動を肯定的にとらえることができるような啓発を行うことが必要である。また、同和地区の人々に対する偏見をなくしていくことも必要であるが、同和地区の人々に対して同情や憐れみを持つことが差別の解消につながらないことをおさえおくべきである。

同和地区の人々に対する差別意識を生み出す要因として、被差別者自身や被差別者の行動（訴えや抗議など）に差別の原因を求める考え方があり、今回の分析では、そうした被差別者原因論ともいえるべき考え方が様々な要因の中で特に強い影響を及ぼしていることが明らかになった。し

たがって、啓発においては、こうした考え方をなくすことに力を入れることが効果的であると言える。

4. 身近に差別問題の解消や人権擁護に熱心に取り組んでいる人がいることは、被差別者原因論にとらわれない方向へと人々の意識を変えていくとともに、部落問題そのものへの理解を深めるといっても影響を持っている。そうした人を一人でも増やしていくことが行政の取り組みとして行われる必要がある。具体的には、人権問題に取り組む人々や団体の活動を支援することが挙げられる。また、職場において部落問題について話ができる環境づくりも、効果的な取り組みであると考えられる。

【注】

- 1) 今回の調査では、問題があることを「知っている」と回答した者に対して、多重回答でその経路を質問した後、その中から最初に知った経路を単一回答で質問した。大阪府2010年調査では、最初に知った経路についてのみ単一回答で質問しているが、選択肢の中に「同和問題については、知らない」が含まれている。そこで、報告書（基本編）で示された回答結果（p.56）の実数値を用いて、「同和問題については、知らない」と「無回答・不明」を分母から除外した比率を改めて計算した。
- 2) 両自治体の調査は同一の設問を用いており、この設問に対して「わからない」と回答した者は、それぞれの差別の将来展望に関する設問には回答しなくてよいことになっていた。したがって、今回の調査では、前者の設問で「わからない」と回答した者は後者の設問の集計では非該当として処理している。一方、大阪府2010年調査の報告書（基本編）の集計では、前者の設問で「わからない」と回答していながら後者の設問にも回答した者について、両方の設問で有効回答として処理するとともに、前者の集計において「しばしばもしくはたまにの区分不明」というカテゴリーを新たに設けて値を示している。また、「無回答・不明」の値も示されているため、回答結果（p.62およびp.64）の実数値を用いて、「しばしばもしくはたまにの区分不明」を「わからない」に含めるとともに、「しばしばもしくはたまにの区分不明」と「無回答・不明」を分母から除外した比率を改めて計算した。
- 3) 大阪府2010年調査と設問は同一であるが、注2の処理を行ったことには留意が必要である。
- 4) この点について、筆者は佐藤（2002a）と問題意識を共有しているつもりである。今回のワーディングであれば、この変数を「忌避意識」を測定したものとして扱えるのではないかと考えているが、佐藤による大阪府2000年調査の分析（2002b）では、住宅を選ぶ際に同和地区を避けるかどうかを尋ねた設問が用いられている。

参 考 文 献

- 阿久澤麻理子, 2013, 「部落問題とその解決に対する市民意識の現状：自己責任論の台頭と、公的な問題解決に対する信頼の低下をめぐって」『人権問題研究』12/13, 大阪市立大学, pp.61-76.
- 堀内忠, 2014, 「県内市町村住民の人権意識調査結果から見える課題」『リベラシオン』155, 福岡県人権研究所, pp.58-68.
- 伊藤泰郎, 2009, 「人権問題の認知状況とその規程要因に関する一考察：大崎上島町の人権意識調

- 査から」『部落解放研究』15, 広島部落解放研究所, pp.27-40.
- 神原文子, 2011, 「これからの人権教育・啓発の課題は何か: 近年の地方自治体における人権意識調査結果から」『部落解放研究』193, 部落解放・人権研究所, pp.64-84.
- 神原文子, 2012, 「大阪府民にとっての同和問題: 「人権に関する府民意識調査」2005年から2010年へ」『部落解放研究』195, 部落解放・人権研究所, pp.59-74.
- 野口道彦, 2002, 「結婚差別に影響を与える要因について: 2000年京都市民意識調査から」『部落解放研究』144, 部落解放研究所, pp.14-26.
- 奥田均, 2005a, 「データで考える忌避意識論(上)」『部落解放』583, 解放出版社, pp.106-116.
- 奥田均, 2005b, 「データで考える忌避意識論(下)」『部落解放』584, 解放出版社, pp.105-115.
- 奥田均, 2012, 「大分市「人権に関する市民意識調査」の分析」『人権問題研究所紀要』26, 近畿大学人権問題研究所, pp.21-41.
- 佐藤裕, 2002a, 「部落問題に関する人権意識調査のあり方と「差別意識論」の課題: 大阪府2000年調査の経験から(前編)」『部落解放研究』144, 部落解放研究所, pp.27-37.
- 佐藤裕, 2002b, 「部落問題に関する人権意識調査のあり方と「差別意識論」の課題: 大阪府2000年調査の経験から(後編)」『部落解放研究』146, 部落解放研究所, pp.56-69.
- 時岡新, 2007, 「人権意識の諸類型と差別をめぐる評価, 判断」『部落解放研究』178, 部落解放・人権研究所, pp.59-73.
- 内田龍史, 2004, 「部落マイノリティに対する忌避・差別軽減にむけて: 「接触仮説」を手がかりに」『部落解放研究』156, 部落解放・人権研究所, pp.31-47.
- 内田龍史, 2005, 「名張市2004年度意識調査からみえてきたもの」『ヒューマンライツ』221, 部落解放・人権問題研究所, pp.38-43.
- 内田龍史, 2007, 「部落問題・人権問題意識調査の動向」『部落解放研究』174, 部落解放・人権研究所, pp.75-80.